第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第九号		
第二十一条の五の十九第四項の規定による事業の廃止の届出	第二十四条の十四の規定による指定の辞退	
当該事業の廃止	当該指定の辞退	
当該届出	当該辞退	
第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十号		
第二十一条の五の二十三第一項	第二十四条の十五第一項	
第二十一条の五の二十三第一項	第二十四条の十七	
第二十一条の五の十九第四項	第二十四条の十四	
事業の廃止の届出	指定の辞退	
当該事業の廃止	当該指定の辞退	
当該届出	当該辞退	
第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十一号		
第二十一条の五の十九第四項	第二十四条の十四	
事業の廃止の届出	指定の辞退	
当該事業の廃止について	当該指定の辞退について	
当該届出	当該辞退	
第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十二号		
障害児通所支援	障害児入所支援	

第二十七条の十五の表第二十一条の五の十五第二項の項中「第二十一条の五の十五第二項」を「第二十一条の五の十五第三項」に、「前項」を「第一項の申請」に改め、「第二十四条の二十八第一項」の下に「の申請」を加え、同表第二十一条の五の十五第二項第二号の項中「第二十一条の五の十五第二項第二号」を「第二十一条の五の十五第三項第二号」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の十五第二項第三号」を「第二十一条の五の十五第三項第三号」に改め、同表第二十一条の五の十五第二項第六号の項中「第二十一条の五の十五第二項第六号」を「第二十一条の五の二十三第一項の」を「第二十一条の五の二十三第一項又は」に、「第二十四条の三十六の」を「第二十四条の三十六又は」に改め、同表第二十一条の五の十五第二項第七号の項中「第二十一条の五の十五第二項第七号」を「第二十一条の五の十五第三項第七号」に改め、同表第二十一条の五の十五第二項第九号の項中「第二十一条の五の十五第二項第九号」を「第二十一条の五の十五第三項第九号」に、「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の十九第四項」に改め、同表第二十一条の五の十五第二項第十号の項中「第二十一条の五の十五第二項第十号」を「第二十一条の五の十五第三項第十号」に、「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の十九第五項」に改め、同表第二十一条の五の十五第二項第十二号の項中「第二十一条の五の十五第二項第十二号」を「第二十一条の五の十五第三項第十二号」に改め、同表第二十一条の五の十五第二項第十三号の項中「第二十一条の五の十五第二項第十三号」を「第二十一条の五の十五第三項第十三号」に改める。

第二十七条の十六中「第二十四条の二十八第二項」の下に「（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「第二十一条の五の十五第三項第六号」を「第二十一条の五の十五第三項第六号」に改める。

第二十七条の十七の表第二十四条の二十八第一項の項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改め、同表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項の項中「第二十一条の五の十五第二項」を「第二十一条の五の十五第三項」に、「前項」を「第一項の申請」に改め、「第二十四条の二十八第一項」の下に「の申請」を加え、同表第二十一条の五の十五第二項第二号の項中「第二十一条の五の十五第三項第二号」を「第二十一条の五の十五第二項第三号の項中「第二十一条の五の十五第二項第三号」に改め、同表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第六号の項中「第二十一条の五の十五第三項第六号」を「第二十一条の五の二十三第一項又は」に、「第二十四条の三十六の」を「第二十四条の三十六又は」に改め、同表第二十一条の五の十五第二項第七号の項中「第二十一条の五の十五第三項第七号」を「第二十一条の五の十五第二項第七号」に改め、同表第二十一条の五の十五第二項第九号の項中「第二十一条の五の十五第三項第九号」を「第二十一条の五の十五第二項第九号」に、「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の十九第五項」に改め、同表第二十一条の五の十五第二項第十号の項中「第二十一条の五の十五第三項第十号」を「第二十一条の五の十五第二項第十号」に、「第二十一条の五の十九第五項」を「第二十一条の五の十九第六項」に改め、同表第二十一条の五の十五第二項第十二号の項中「第二十一条の五の十五第三項第十二号」を「第二十一条の五の十五第二項第十二号」に改め、同表第二十一条の五の十五第二項第十三号の項中「第二十一条の五の十五第三項第十三号」を「第二十一条の五の十五第二項第十三号」に改める。

第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十二号	障害児通所支援	障害児相談支援

第二十七条の十七の表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第十三号の項中「第二十一条の五の十五第三項第十三号」を「第二十一条の五の十五第二項第十三号」に改める。

第七章中第四十五条の前に次の六条を加える。

第四十四条の八　法第五十七条の三の四第一項の指定は、同項各号に掲げる事務（以下「市町村等事務」という。）を行う事務所ごとに行う。

法第五十七条の三の四第一項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、厚生労働省令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次のいずれかに該当するときは、法第五十七条の三の四第一項の指定をしてはならない。

一　申請者が、次条に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従つて適正な市町村等事務の運営をすることができないと認められるとき。

二　申請者が、障害児通所支援又は障害児相談支援を提供しているとき。

三　申請者が、法及び第二十五条の七第一項各号又は第二項各号（第三号を除く。）に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四　申請者が、第四十四条の十二第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。